

写

福総庶発第千五百六十八号

昭和五十四年九月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十四年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第八十八号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 二 議案第八十九号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第二号)
- 三 議案第九十号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第三号)
- 四 議案第九十一号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- 五 議案第九十二号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)
- 六 議案第九十三号 福生市と西多摩郡羽村町の境界変更について
- 七 議案第九十四号 財産の取得について

十 議案第九十四号

福生市教育委員会委員の任命について

八 議案第九十五号

福生市教育委員会委員の任命について

五 議案第九十二号

福生市教育委員会委員の任命について

四 議案第九十一号

福生市教育委員会委員の任命について

三 議案第九十号

福生市教育委員会委員の任命について

二 議案第八十九号

福生市教育委員会委員の任命について

一 議案第八十八号

福生市教育委員会委員の任命について

福生市教育委員会委員の任命について

議案の附則について

小 林 康 三 郎

福生市議会議員

福生市議員 小 川 常太郎

昭和五十四年八月三日

福生市議会議員 小 川 常太郎

請願第一号

戦後強制抑留者補償に関する請願書

紹介議員

塩	岩	小	貫	宮	関
野	田	堺	井	沢	
鉄之助	博	仁七	喜代次	良一	米吉
印	印	印	印	印	印

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争の終結に際し、陸海軍将兵は「ポツダム」宣言の定めるところにより武装解除を受け、陸続として復員の途につき、平和な家庭の人となることができました。

ひとりソ連軍の支配下に移った私どもは遠く中央アジアから極北の地に至るソ連領内に拉致され以後数年の間、強制労働を余儀なくされてまいりました。

祖国の敗戦という精神的重荷に加えて零下三十度を超える気候風土と劣悪な衣食住の下での重労働はまさに戦争以上の苦痛を強いるものでありました。抑留者総数五十七万五千名のうち、死亡者五万五千名にのぼる惨状は日露戦争の際の犠牲をはるかにしのぐものであります。

このような悲惨な事態を引き起こした直接の原因は、ソ連政府が本来ならば平和条約締結時にまつべき戦時賠償の先取りを図るという挙に出たためであります。

申すまでもなく、ソ連軍の拉致連行は「ポツダム」宣言に違反するものであり、そこで強制された労働は終戦時わが国外務省のなせし解釈のごとく「敵国に対し賠償に代わる意味をもつ労務の提供」以外の何ものでもありません。

賠償債務は「俘虜」とされた一部の国民の負担すべきものではなく国として清算、解決

するのが当然のことであると思われまます。

また、プラウダ紙に掲載された「スターリン布告」に伺えるごとく、私どもの強制労働は単に第二次世界大戦にとどまらず、それ以前の日ソ両国のあつれきと政争の結果といわざるを得ず、無辜の民が犠牲とならねばならない理由は全くなかつたものであります。

私どもの大多数は赤紙一枚で召集された下級兵士と当時の国策によつて開拓団、青少年義勇軍として渡満し現地応召した人々、あるいは停戦寸前に根こそぎ動員されたいわゆる国民兵が多く、本来ならば平穩に帰国の機会が与えられるはずのものでした。

昭和二十一年、わが国新憲法はすべての国民に対して苦役からの解放を宣言したのでありましたが、私どもはその庇護を受けることもならず、むなしく異境の地で飢民のごとき生活に耐えしのび、辛うじて生還してきたものであります。

昭和二十五年いち早くこれが補償法の制定を見たドイツ将兵の例とくらべて、戦後三十三年を経過した今日、いまだに解決をみるに至らない日本の現状は遺憾に思えてなりません。

私どもソ連抑留者とその遺族は、過ぐる日の労役について、国が公正に評価し、補償の途を講ぜられるよう切望してやまないものであります。

何とぞ私どもソ連抑留者及び遺族の意をおくみ取りいただき、本請願書を御採択の上、
国に対して戦後強制抑留者の補償実現について、意見書を提出していただきたく、お願い
申し上げる次第であります。

昭和五十四年八月十三日

請願者

秋川市野辺四二四

全国戦後強制抑留補償要求推進

協議会

東京都連第十二支部

支部長 滝 島 作次郎 ㊟

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

請願第二号

鍋ヶ谷戸地区への児童公園設置に関する請願書

紹介議員

関	米
指	保
田	雄
㊟	㊟

市議会及び理事者におかれては、日頃、市民生活向上のために御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当鍋ヶ谷戸地区は、熊川地区においては最も人口密集地域であります。この地域に児童公園が一カ所ありません。

御承知のとおり最近、モーターレーゼーションの発達により、市内のいたるところの道路は、車の通行に占有され、また、宅造化の進展により子ども達が遊べる場所もほとんどなくなつておるのが現状であります。

つきましては、種々御事情もあらうことと察せられますが、家庭内に閉じ込められつつあります子どもたちが、安心して遊べる施設として、鍋ヶ谷戸地域内に児童公園を設置くださるようお願いいたす次第であります。

何とぞ実情御賢察の上、私たちの願いが早期に実現できるよう格別なる御配慮を賜りたく、心から御願い申し上げます。

昭和五十四年九月三日

請願者代表

福生市大字熊川五九二

吉 田 敏 男 ㊦

福生市志茂一五

大 谷 哲 夫 ㊦

他六九七人

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

請願第三号

健康センター送迎用バス実現に関する請願書

紹介議員

原

敏

子

印

松

山

清

印

私たち幼い子供をもつ母親は、このたび健康センターができ、ガン検診、休日診療、予防注射などに利用し、大変よろこんでいます。これからも健康管理に利用したいと思っています。

ところが健康センターが不便なところにあり、利用するたびにタクシーに乗ったり、時には数十分歩いたりしております。

子供をおぶつたり、手をひいて長い距離歩いたりするのは大変です。しかも往復ですから。。。。。

つきましては、健康センターを利用するための送迎バスを実現して下さるよう請願します。特に予防注射の時などは地区が決まっており、利用者も多いわけですから、その区間バスを運行して下さるようお願いします。

昭和五十四年九月三日

請願者代表

福生市加美平四一―一五―一〇七

新日本婦人の会福生支部

西 川 菊 枝 印

他六二六人

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

（Faint, illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. Some characters like "小", "林", "重", "三", "野" are visible in the left margin area.)

請願第四号

韓国の自主的平和統一に関する請願書

紹介議員

白河次夫大衆に賛同する意見書 提出して、小堀仁七
つて、貴院会にはお任せして、法務省の事務に
つてお任せして、ひいては世界の平和と安全に
寄与するものとします。
小堀仁七 田村市 貫井喜代次 石川慶一郎 塩野鉄之助 岩田博
小野沢久 森田治男
（印） （印） （印） （印） （印） （印） （印） （印）

韓半島においては、戦後三十三年を経過した今日、国土の分断は続き、軍事的緊張状態は六・二五動乱以来このかた依然と続いております。一衣帯水の地にあつて、歴史的、文化的に最も関係の深い韓半島（朝鮮半島）の平和統一は、日本国にとって極めて重大な意義を持つものであります。

これはアジア、ひいては世界の平和と安全にとつても重要な課題であると信じます。よつて、貴議会におかれましては、左記の事項について決議され、政府並びに国会に、地方自治法九十九条二項による意見書を、提出していただきたくお願いいたします。

記

一、韓半島からの米軍撤収が既成事実となつた現在、平和を定着させるため、南北間で「平和協定」を締結すること。

二、朴正熙大統領の提唱により韓国と「北」との間で一九七二年七月四日調印し発表された「南北共同声明」の基本精神に基づいて、対話を再開すること。

三、土着人口比例による南北自由選挙を実施して、統一を達成すること。

四、第三十回国連総会の決議を尊重し、南北は当事者会談を開き、韓半島の諸問題を協議すること。

以上

昭和五十四年九月三日

請願者

福生市福生五五四

在日本大韓民国居留民団

東京三多摩西多摩支部

副団長 申 台 彦

印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

⑦ 福総庶発第千六百五号

昭和五十四年九月五日

福生市長 石 川 常太郎 ⑧

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

市議會議事説明員の委任について

昭和五十四年一月十日付け、福総庶発第二千五百二十号で通知した市議會議事説明員のうち、昭和五十四年九月一日付け、職員の退職及び昭和五十四年九月五日付け、人事異動に伴い、次の者を昭和五十四年中における市議會議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
企画財政部長	上 野 重 勝
総 務 部 長	篠 崎 俊 夫
事 務 取 扱	
建 設 部 長	浅 見 裕 康